

第 5 0 号議案

足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例

(設置)

第 1 条 足立区における子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査を適正に行うため、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(子ども施設の範囲)

第 2 条 この条例において「子ども施設」とは、足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号）別表第 1 に定める保育所及び別表第 2 に定める認可外保育施設をいう。

(所掌事項)

第 3 条 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により子ども施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定に関すること。

(2) 子ども施設を民間事業者が運営する施設とする場合における当該民間事業者の候補者の選定に関すること。

(組織)

第 4 条 審査会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員 1 0 人以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から調査審議が終了する日までとする。ただし、委員の任期は、1年を超えないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第7条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区子ども施設指定管理者等選定審査会	日額 7,000円
---------------------	-----------

(足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部改正)

3 足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(足立区における保育の実施等に関する条例の一部改正)

4 足立区における保育の実施等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 7 条を次のように改める。

(足立区子ども施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第 2 7 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例（平成 2 3 年足立区条例第 号）第 1 条に規定する足立区子ども施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(提案理由)

足立区子ども施設指定管理者等選定審査会を設置するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。